〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609

孫樹斌 様



令和4年(行ウ)第187号

事 務 連 絡

令和4年5月30日

原告 孫 樹斌 殿

東京都千代田区霞が関1丁目1番4号 東京地方裁判所民事第2部Cd係 裁判所書記官 戸 田 淳 TEL03-3581-5652 FAX03-3581-5443



標記の事件について、裁判長の指示により、下記のとおりご連絡します。内容について不明な点がございましたら、当職までご連絡ください。

記

- 1 本件は、当初令和4年(行ウ)第187号事件として立件されましたが、訴状 記載の各請求は、行政事件訴訟法13条各号の定める関連請求の要件を満たさな いため、その一部につき、新たに3件の事件が立件されました。その結果、各事 件における請求は、次のとおりとなっています。
 - (1) 令和4年(行ウ)第187号事件(当初立件された事件) 訴状6頁から7頁の第1の2(1)(深川警察署)から同(3)(高輪警察署)まで の請求及び訴状8頁の第2の2の請求(被告は東京都)
 - (2) 令和4年(行ウ)第206号事件(新たに立件された事件①) 訴状6頁の第1の1の請求及び訴状7頁から8頁の第2の1の請求(被告は 日本国)
 - (3) 令和4年(行ウ)第207号事件(新たに立件された事件②) 訴状7頁の第1の3(1)(区民部納税課)のイ及び同(2)(土木部交通対策課) の請求並びに訴状8頁の第2の3の請求(被告は東京都江東区)
 - (4) 令和4年(行ウ)第208号事件(新たに立件された事件③) 訴状7頁の第1の2(3)(総務局総務部法務課)の請求及び第1の3(1)(区民 部納税課)のアの請求(被告は東京都及び東京都江東区)

- 2 本件(第187号事件)の訴え提起手数料として、14万3000円分の収入 印紙を、令和4年6月13日(月)までに納付してください。
- 3 書類の送達等に要する費用として、6000円分の郵便切手(内訳:500円8枚、100円10枚、84円5枚、50円4枚、20円10枚、10円10枚、5円10枚、2円10枚、1円10枚)を、今和4年6月13日(月)までに予納してください。